

大学生等給付金支給事業 Q & A

【対象について】

Q1. 大学生等の年齢要件はありますか？

A1. 年齢要件はありませんが、高等専門学生は4年生以上の方、専修学校の一般課程及び各種学校に通う学生は令和3年4月1日時点で18歳以上の方に限ります。

Q2. 高校生も対象になりますか？

A2. 修業年限が2年以上の専攻科課程に在籍する方のみ対象です。

Q3. 専門学校一般課程（修業年限1年）に在籍していますが、該当しますか？

A3. 該当しません。専修学校（専門学校）は専門課程及び修業年限が2年の一般課程が対象です。

Q4. 仕事をしながら大学等に通っていますが、対象となりますか？

A4. 正社員、正職員として雇用されている方は（大学生等本人が自身で健康保険に加入）、給付金の対象外です。

【申請について】

Q5. 保護者（扶養者）が申請してもいいですか？

A5. 学生本人が申請してください。

Q6. 申請書は送られてきますか？

A6. 申請書は郵送いたしません。

荒尾市のホームページからダウンロードしていただくか、荒尾市役所及び荒尾市市民サービスセンター（あらおシティモール2F）に設置している申請書をご利用ください。

Q7. 申請方法は郵送によるものだけですか？

A7. 原則、郵送により提出してください。

窓口での申請受付は荒尾市役所総合政策課にて対応しますが、コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

Q8. 申請書に不備があった場合はどうなりますか？

A8. 申請書に記載の電話番号にご連絡いたします。ご連絡が取れない場合は給付金の支給ができない場合がございます。申請書類に不備がないようお願いいたします。

Q 9. 申請期間を過ぎた場合、申請することはできませんか？

A 9. 申請期間（令和3年6月1日～令和3年9月30日）を過ぎた場合、給付金を支給できませんので、お早めに申請してください。

なお、9月30日の消印まで有効です。

【給付について】

Q 10. 給付金を現金で受け取ることはできますか？

A 10. できません。指定口座にお振込みいたします。

Q 11. 給付金は学生等の保護者（扶養者）でも受け取れますか？

A 11. 原則、学生本人名義の指定口座にお振込みいたします。

Q 12. 給付金支給までにどのくらいの時間がかかりますか？

A 12. 申請日が属する月の翌月末までにお振込みを予定しておりますが、申請が一時期に殺到した場合や、申請書類に不備があった場合は、遅れる場合がございます。

Q 13. 支給が決定したか確認する方法はありますか？

A 13. 申請書類を受理し審査した後、1カ月程度で申請者の住所に支給決定通知書（支給又は不支給）を郵送します。

Q 14. 給付金は確定申告の対象ですか？

A 14. 対象外です。本給付金は学資に充てるため給付されるものでございますので、非課税所得となります。